

(別紙 2)

三重県移住・就業マッチング支援事業に係る個人情報の取扱い

三重県及び津市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

三重県移住・就業マッチング支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び津市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び津市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から 5 年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。